

## 13. 県災害対策本部に関する資料

## 13-1 富山県災害対策本部条例(昭和37年富山県条例第42号)

### (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項第23条第8項の規定に基づき、富山県災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (部及び支部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部及び支部を置くことができる。

2 部に部長、支部に支部長を置き、災害対策本部長の指名する職員がこれに当たる。

3 部長は部の事務を、支部長は支部の事務を処理する。

### (現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

### (細則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 13— 2 富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、富山県災害対策本部条例(昭和37年富山県条例第42号)第5条の規定に基づき、富山県災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (本部開設)

第2条 本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事が必要と認めるときに開設し、災害が発生しなかつたとき、又は災害の応急措置が完了したときに閉じる。

### (本部の組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員その他の職員をもつて組織する。

2 副本部長は、副知事をもつて充てる。副知事が欠けたときは、本部長が本部員のうちから指名する。

3 本部員は、公営企業管理者、政策監、富山県部局設置条例(昭和35年富山県条例第35号)に規定する局及び部の長、会計管理者、出納局長、危機管理監、教育委員会教育長、警察本部長並びに企業局長をもつて充てる。

### (本部員会議)

第4条 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもつて組織し、重要な災害対策について協議する。

2 本部員会議は、必要のつど本部長が招集する。

### (部)

第5条 本部に、別表1第1欄に掲げる部を置く。

2 各部に、部長及び次長を置き、別表1第1欄に掲げる者をもつて充てる。

3 各部の分掌事務は、別表1第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げるとおりとする。

### (班)

第6条 各部に、別表1第1欄に掲げる区分に応じ、同表第3欄に掲げる班を置く。

2 各班に、班長及び班員を置き、別表1第3欄に掲げる者をもつて充てる。

3 危機管理部総務班に副班長を置き、消防課長をもつて充てる。

4 各班の分掌事務は、別表1第3欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表第4欄に掲げるとおりとする。

### (本部室)

第7条 本部が設置されたときは、当該災害の総括的窓口として、本部室を設けるものとする。

2 本部室長は、危機管理監をもつて充てる。

### (連絡員)

第8条 本部が設置されたときは、各部長は別に定める連絡員を本部室に常駐させるものとする。

### (水防本部の統括)

第9条 本部は、水防法(昭和24年法律第193号)に基づいて設置されている富山県水防本部を統括する。

### (支部の設置)

第10条 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある特定地域の防災を図るため、必要があるときは、別表2の区分により、支部を置くものとする。

### (支部の組織)

第11条 支部は、支部長、班長、班員その他の職員をもつて組織する。

2 支部長は、土木センター所長をもつて充てる。

3 班長は、新川土木センター、富山土木センター、高岡土木センター及び砺波土木センターにあつては次長をもつて、

その他の出先機関(富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第2条第2号に規定する出先機関をいう。以下同じ。)にあつてはその長をもつて充てる。

(支部の編成)

第12条 支部の編成及び所属班の分掌事務は別表3のとおりとする。

(細則)

第13条 この規程に定めるもののほか、本部及び支部の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表 1(第 5 条、第 6 条関係)

災害対策本部各部並びに各班の編成及び分掌事務

第 1 欄 (上段に掲げる者は部長に、下段に掲げる者は次長に充てる。)	第 2 欄	第 3 欄 (上段に掲げる者は班長に、下段に掲げる者は班員に充てる。)	第 4 欄
危機管理部 (危機管理局長 防災・危機管理課長)	本部の運営、各部門との連絡調整等に関する事。	総務班 (防災・危機管理課長 防災・危機管理課員、消防課員及び受援・応援関係室課員)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の庶務に関する事。</li> <li>2 本部員会議に関する事。</li> <li>3 緊急輸送車両の確認証明に関する事。</li> <li>4 各部門からの被害報告の取りまとめに関する事。</li> <li>5 気象情報の授受及び通報に関する事。</li> <li>6 気象情報に基づく非常配備に関する事。</li> <li>7 災害現場に出動した消防部隊の指導連絡に関する事。</li> <li>8 自衛隊の派遣要請及び活動状況の把握に関する事。</li> <li>9 市町村の消防の相互応援に関する事。</li> <li>10 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用の決定に関する事。</li> <li>11 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等の災害対策に関する事。</li> <li>12 受援・応援に係る総合調整に関する事。</li> <li>13 その他各部門及び各班に属しない事。</li> </ol>
		航空運用調整班 (消防課長 防災航空センター所員)	ヘリコプターの運用調整に関する事。
知事政策部 (知事政策局長 知事政策局次長、 成長戦略室長、 デジタル化推進室長 及び働き方改革・ 女性活躍推進室長)	報道等に関する事。	戦略企画班 (成長戦略室課長 (戦略企画担当) 成長戦略室員)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事。</li> <li>2 他班実施事項の応援に関する事。</li> </ol>
		応援 1 班 (成長戦略室課長 (官民連携・規制緩和推進担当) 成長戦略室員)	他班実施事項の応援に関する事。
		応援 2 班 (成長戦略室課長 (創業・ベンチャー担当) 成長戦略室員)	他班実施事項の応援に関する事。
		応援 3 班 (成長戦略室課長 (カーボンニュートラル推進担当) 成長戦略室員)	他班実施事項の応援に関する事。
		秘書班 (秘書課長 秘書課員)	本部長の秘書に関する事。
		応援 4 班 (デジタル化推進室課長 (デジタル戦略担当) デジタル化推進室員)	他班実施事項の応援に関する事。
		応援 5 班	他班実施事項の応援に関する事。

		(デジタル化推進室課長 (行政デジタル化・生産性向上担当) デジタル化推進室員)	
		応援 6 班 (デジタル化推進室課長 (情報システム担当) デジタル化推進室員)	他班実施事項の応援に関する事。
		応援 7 班 (働き方改革・女性活躍推進室課長 (少子化対策・働き方改革推進担当) 働き方改革・女性活躍推進室員)	他班実施事項の応援に関する事。
		応援 8 班 (働き方改革・女性活躍推進室課長 (女性活躍推進担当) 働き方改革・女性活躍推進室員)	他班実施事項の応援に関する事。
		広報班 (広報課長 広報課員)	1 広報活動に関する事。 2 広聴活動の実施に関する事。
地方創生部 (地方創生局長 地方創生局次長、 ワンチームとやま 推進室長、総合交 通政策室長及び観 光振興室長)	市町村からの応援 依頼、観光・交通振 興に係る災害対策等 に関する事。	応援 1 班 (ワンチームとやま推進室課長 (地方創生・地域振興担当) ワンチームとやま推進室員)	他班実施事項の応援に関する事。
		市町村支援班 (ワンチームとやま推進室課長 (市町村支援担当) ワンチームとやま推進室員)	1 市町村からの応援依頼に関する事。 2 他班実施事項の応援に関する事。
		応援 2 班 (ワンチームとやま推進室課長 (中山間地域対策担当) ワンチームとやま推進室員)	他班実施事項の応援に関する事。
		応援 3 班 (ワンチームとやま推進室課長 (移住・UJ ターン促進担当) ワンチームとやま推進室員)	他班実施事項の応援に関する事。
		地域交通・新幹線政策班 (総合交通政策室課長 (地域交通・新幹線政策担当) 総合交通政策室員)	1 列車による緊急物資輸送の連絡調整に関する事。 2 公共交通機関(列車及びバス)の被害に関する情報の取りまとめに関する事。 3 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事。 4 他班実施事項の応援に関する事。
		航空政策班 (総合交通政策室課長 (航空政策担当) 総合交通政策室員)	1 富山空港の災害予防及び災害応急対策に関する事。 2 緊急物資の輸送に係る空港の使用に関する事。
		観光振興班 (観光振興室課長 (観光戦略担当及び国際観光担当) 観光振興室員)	1 観光施設(旅館・ホテルを含む。)の災害対策に関する事。 2 観光客の災害応急対策に関する事。
		応援 4 班 (観光振興室課長)	他班実施事項の応援に関する事。

		(コンベンション・賑わい創出担当) 観光振興室員)	
		応援5班 (観光振興室課長 (美しい富山湾活用・保全担当) 観光振興室員)	他班実施事項の応援に関する事。
		応援6班 (観光振興室課長 (世界遺産・ふるさと教育推進担当) 観光振興室員)	他班実施事項の応援に関する事。
		スポーツ振興班 (スポーツ振興課長 スポーツ振興課員)	1 体育施設の災害対策に関する事。 2 他班実施事項の応援に関する事。
経営管理部 (経営管理部長 経営管理部次長)	職員の動員、政府、 国会その他の機関 に対する要望事項 の取りまとめ、災害 対策の予算措置、県 有財産の管理等に 関すること。	動員班 (人事課長 人事課員)	1 職員の動員に関する事。 2 災害時の他の都道府県への応援依頼に関する事。 3 職員の被災給付に関する事。 4 部内の連絡調整に関する事。
		総務・企画調整班 (総務課長 総務課員)	1 政府、国会その他の機関に対する要望事項の取りまとめに 関すること。 2 他班実施事項の応援に関する事。
		応援班 (統計調査課長 統計調査課員)	他班実施事項の応援に関する事。
		学術振興班 (学術振興課長 学術振興課員)	1 私立学校の災害対策に関する事。 2 他班実施事項の応援に関する事。
		財政班 (財政課長 財政課員)	1 災害対策に関する予算措置に関する事。 2 県議会との連絡に関する事。
		管財班 (管財課長 管財課員)	1 県有財産の被害調査の取りまとめに関する事。 2 県有自動車(乗用)の配備に関する事。 3 臨時電話の配備及び庁内放送に関する事。 4 庁舎内外の整備に関する事。 5 防災行政無線の運用に関する事。
		税務班 (税務課長 税務課員)	1 災害に伴う県税の減免等に関する事。 2 他班実施事項の応援に関する事。
		生活環境文化部 (生活環境文化部 長 生活環境文化部次 長)	生活環境の災害対 策に関する事。
応援班 (文化振興課長 文化振興課員)	他班実施事項の応援に関する事。		
国際班 (国際課長 国際課員)	1 外国人の援護対策に関する事。 2 他班実施事項の応援に関する事。		
環境政策班 (環境政策課長 環境政策課員)	1 廃棄物処理施設の災害対策に関する事。 2 災害時の廃棄物の処理対策に関する事。 3 他班実施事項の応援に関する事。		

		自然保護班 (自然保護課長 自然保護課員)	1 自然環境保全地域等の災害対策に関すること。 2 自然公園内の施設の災害対策に関すること。 3 他班実施事項の応援に関すること。
		環境保全班 (環境保全課長 環境保全課員)	1 公害関係施設の災害対策に関すること。 2 他班実施事項の応援に関すること。
厚生部 (厚生部長 厚生部次長及び健 康対策室長)	災害救助、医療及び 防疫対策に関するこ と。	災害救助班 (厚生企画課長 厚生企画課員)	1 災害救助活動の総括に関すること。 2 災害救助法の適用に関すること(同法の適用の決定に関する ことを除く。) 3 災害救助法に基づく救助全般の具体策の策定及び実施に関 すること。 4 被災者に対する生活保護及び法定外援助に関すること(見舞 金品の取扱いを含む。) 5 国民健康保険関係施設等の災害対策に関すること。 6 被災者に対する国民健康保険等の保険料の徴収、給付等の 特別措置に関すること。 7 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。
		高齢福祉班 (高齢福祉課長 高齢福祉課員)	1 被災高齢者の援護に関すること。 2 老人福祉施設等の災害対策に関すること。 3 災害救助活動の応援に関すること。
		子ども支援班 (子ども支援課長 子ども支援課員)	1 被災児童の援護に関すること。 2 児童福祉施設の災害対策に関すること。 3 被災者に対する母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉 資金の融通に関すること。 4 災害救助活動の応援に関すること。
		障害福祉班 (障害福祉課長 障害福祉課員)	1 障害福祉施設の災害対策に関すること。 2 災害救助活動の応援に関すること。
		医務班 (医務課長 医務課員)	1 災害時における医療機関との連絡に関すること。 2 救護班の編成に関すること。 3 救護所の開設に関すること。 4 災害救助活動の応援に関すること。
		健康班 (健康対策室課長 (健康担当) 健康対策室員)	1 精神保健に関すること。 2 保健衛生に関すること。 3 災害救助活動の応援に関すること。
		感染症対策班 (健康対策室課長 (感染症対策担当) 健康対策室員)	1 防疫対策に関すること。 2 感染症対策に関すること。
		生活衛生班 (生活衛生課長 生活衛生課員)	1 環境衛生の保持に関すること。 2 環境衛生関係施設の災害対策に関すること。 3 災害時の飲料水の供給に関すること。 4 災害時の死体の処理の指導、指示及び対策に関すること。 5 災害救助活動の応援に関すること。
		くすり政策班 (くすり政策課長 くすり政策課員)	1 災害対策用医薬品に関すること。 2 医薬品製造施設等の災害対策に関すること。 3 災害救助活動の応援に関すること。
		商工労働部 (商工労働部長)	商工労働関係の災 害対策に関するこ



商工労働部次長)	と。	商工企画課員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 工場、事業場等の災害対策に関すること。</li> <li>4 災害応急対策及び災害救助に係る労働者の確保の要請に関すること。</li> <li>5 電力、燃料等の災害対策に関すること。</li> <li>6 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。</li> </ul>
		地域産業支援班 (地域産業支援課長 地域産業支援課員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 中小企業に対する復旧資金のあつせん及び助成に関すること。</li> <li>2 他班実施事項の応援に関すること。</li> </ul>
		立地通商班 (立地通商課長 立地通商課員)	物流(他班の分掌事務に関するものを除く。)に関すること。
		労働政策班 (労働政策課長 労働政策課員)	労働者災害状況調査に関すること。
農林水産部 (農林水産部長 農林水産部次長)	農林水産関係の災害対策に関すること。	農林水産企画班 (農林水産企画課長 農林水産企画課員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 農林水産関係の災害対策の総括に関すること。</li> <li>2 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。</li> </ul>
		農産食品班 (農産食品課長 農産食品課員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 農産園芸特産物及び農産園芸関係施設の災害対策に関すること。</li> <li>2 農産園芸特産物の種苗及び生産資材の緊急あつせんに関すること。</li> <li>3 農作物種苗及び生産資材の緊急あつせんに関すること。</li> <li>4 主食(米穀等)、生鮮食料品等の調達に関すること。</li> </ul>
		農業経営班 (農業経営課長 農業経営課員)	農業関係者に対する復旧資金のあつせん及び助成に関すること。
		農業技術班 (農業技術課長 農業技術課員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 農作物及び農業施設の災害対策に関すること。</li> <li>2 農作物の病虫害発生予防に関すること。</li> <li>3 家畜、家きん、畜産施設及び畜産物の災害対策に関すること。</li> <li>4 家畜飼料に関すること。</li> <li>5 家畜の伝染病の防疫に関すること。</li> </ul>
		農村整備班 (農村整備課長 農村整備課員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 農地の災害対策に関すること。</li> <li>2 ため池、用排水路、頭首工、農道、農道橋等の農業用施設の災害対策に関すること。</li> <li>3 たん 湛 水農地の排水に関すること。</li> <li>4 県が管理する土地改良施設の災害対策に関すること。</li> </ul>
		応援班 (農村振興課長 農村振興課員)	他班実施事項の応援に関すること。
		森林政策班 (森林政策課長 森林政策課員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 林産物の災害対策に関すること。</li> <li>2 木、竹材等の災害応急対策用資材のあつせんに関すること。</li> <li>3 林業関係者に対する復旧資金のあつせん及び助成に関すること。</li> <li>4 治山及び林道施設の災害対策に関すること。</li> <li>5 なだれの危険防止その他のなだれ対策に関すること。</li> </ul>
		水産漁港班 (水産漁港課長 水産漁港課員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 水産関係(漁港施設を含む。)の災害対策に関すること。</li> <li>2 漁船等の応急使用に関すること。</li> <li>3 水産物の調達に関すること。</li> </ul>

			4 水産業関係者に対する復旧資金のあつせん及び助成に関すること。
土木部 (土木部長 土木部次長)	水防並びに公共土木施設及び建築物関係の災害対策に関すること。	管理班 (管理課長 管理課員)	部内の連絡調整に関すること。
		建設技術企画班 (建設技術企画課長 建設技術企画課員)	1 部内の災害対策の総括に関すること。 2 土木建設機械等の調達及び運用に関すること。 3 応急復旧及び緊急措置に要する諸資材の調達に関すること。 4 部内の被害報告の取りまとめに関すること。
		道路班 (道路課長 道路課員)	1 県管理道路の交通規制情報を把握すること。 2 県管理道路の災害予防及び災害応急対策に関すること。 3 道路雪寒対策施設の災害予防及び災害応急対策に関すること。 4 道路の除雪に関すること。 5 高速自動車道及び市町村道に関する情報の取りまとめに関すること。
		河川班 (河川課長 河川課員)	1 水防活動の総括に関すること。 2 土木センター等からの水防情報の収集に関すること。 3 水防管理団体との連絡及び指導に関すること。 4 河川、海岸等の災害対策に関すること。 5 市町村の災害応急工事等の指導に関すること。 6 ダムの災害予防及び災害応急対策に関すること。
		砂防班 (砂防課長 砂防課員)	1 砂防施設の災害対策に関すること。 2 地すべり及びびなだれ対策に関すること。 3 急傾斜地の災害対策に関すること。
		港湾班 (港湾課長 港湾課員)	1 伏木富山港及び魚津港の災害予防及び災害応急対策に関すること。 2 港湾の石油基地の災害予防及び災害応急対策に関すること。 3 緊急物資の輸送に係る港湾の使用に関すること。
		都市計画班 (都市計画課長 都市計画課員)	1 街路事業に係る災害対策に関すること。 2 土地区画整理事業に係る災害対策に関すること。 3 都市公園及び緑地に係る災害対策に関すること。 4 下水道施設の災害予防及び災害応急対策に関すること。
		建築住宅班 (建築住宅課長 建築住宅課員)	1 応急仮設住宅対策に関すること。 2 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 3 県営住宅の応急修理等に関すること。
		応援班 (営繕課長 営繕課員)	他班実施事項の応援に関すること。
経理部 (出納局長 出納課長)	災害経理(義えん金の保管を含む。)に関すること。	応援班 (検査室長 検査室員)	他班実施事項の応援に関すること。
		出納班 (出納課長 出納課員)	1 災害救助基金の出納に関すること。 2 義えん金の出納及び保管に関すること。
		総務会計班 (総務会計課長 総務会計課員)	1 災害対策用物資の購入等の契約に関すること。 2 義えん物品の出納及び保管に関すること。
文教部 (教育長)	教育関係の災害対策に関すること。	教育企画班 (教育企画課長)	1 部内職員の動員(教職員を除く。)に関すること。 2 教育関係施設の災害対策に関すること。

教育次長		教育企画課員)	3 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。
		生涯学習・文化財班 (生涯学習・文化財室長 生涯学習・文化財室員)	1 公民館等の災害対策に関すること。 2 避難所収容者に対する生活指導に関すること。 3 災害活動に協力する婦人会、青年団等の連絡調整に関すること。 4 文化財の災害対策に関すること。 5 他班実施事項の応援に関すること。
		教職員班 (教職員課長 教職員課員)	教職員の動員に関すること。
		県立学校班 (県立学校課長 県立学校課員)	1 被災児童及び被災生徒の授業に関すること。 2 被災児童及び被災生徒の教科書等の支給に関すること。 3 被災児童及び被災生徒の就学援助に関すること。
		小中学校班 (小中学校課長 小中学校課員)	1 被災教職員の援護に関すること。 2 被災児童及び被災生徒の授業に関すること。 3 被災児童及び被災生徒の教科書等の支給に関すること。
		保健体育班 (保健体育課長 保健体育課員)	1 被災児童及び被災生徒の保健管理に関すること。 2 被災児童及び被災生徒の学校給食に関すること。
警察部 (警察本部長)	災害警備活動に関すること。	警察本部長の定めるところによる。	1 災害警備部隊の編成及び運用に関すること。 2 災害に伴う交通の規制及び広報、緊急通行車両の確認その他交通の安全と円滑の確保に関すること。 3 被災地等における犯罪の予防及び捜査に関すること。 4 警察通信の保全及び運用に関すること。
公営企業部 (企業局長 企業局次長)	県営の発電所、水道、工業用水道、駐車場及びゴルフ練習場施設関係の災害対策に関すること。	経営管理班 (経営管理課長 経営管理課員)	1 県営発電施設の災害対策の総括に関すること。 2 県営上水道施設及び県営工業用水道施設の災害対策の総括に関すること。 3 県営駐車場及び県営ゴルフ練習場の災害対策に関すること。 4 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。
		応援1班 (電気課長 電気課員)	1 発電所発電施設の災害対策に関すること。 2 他班実施事項の応援に関すること。
		応援2班 (水道課長 水道課員)	1 水道施設の災害対策に関すること。 2 他班実施事項の応援に関すること。

#### 備考

各部及び各班の共通の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害関係情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況の調査に関すること。
- (3) 関係各省及び各機関への被害状況等の報告及び通報に関すること。

#### 別表 2(第 10 条関係)

#### 災害対策本部各支部

名称	位置	所管区域
富山支部	富山総合庁舎内	富山市
高岡支部	高岡総合庁舎内	高岡市、水見市、射水市
魚津支部	魚津総合庁舎内	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡
砺波支部	砺波総合庁舎内	砺波市、小矢部市、南砺市

別表3(第12条関係)

災害対策本部各支部の編成及び分掌事務

区分	分掌事務
支部各班共通事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管区域内の災害情報収集及び被災状況の調査に関すること。</li> <li>2 関係機関への被害状況等の報告及び通報に関すること。</li> <li>3 所管区域内市町村の実施する災害対策等に関する相互連絡を図ること。</li> <li>4 所管区域内出先機関の実施する災害対策等に関する相互連絡を図ること。</li> </ol>
<p>班名 (支部班長担当職及び所属班員)</p>	分掌事務
<p>総務・土木班 (土木センター次長 同所員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整並びに本部室への報告に関すること。</li> <li>2 水防及び土木関係の災害対策に関すること。</li> <li>3 交通不能箇所の調査及びその対策に関すること。</li> </ol>
<p>災害救助・保健班 (厚生センター所長 同所員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助活動に関すること。</li> <li>2 社会福祉及び保健衛生関係の災害対策に関すること。</li> <li>3 庁舎その他財産の災害対策に関すること。</li> </ol>
<p>農地林務班 (農林振興センター所長 同所員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地の災害対策に関すること。</li> <li>2 林産物の災害対策に関すること。</li> <li>3 治山及び林道施設の災害対策に関すること。</li> </ol>
<p>教育班 (教育事務所長 同所員)</p>	教育関係施設の災害対策に関すること。
<p>協力班 (その他の出先機関の長 同所員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管業務の災害対策に関すること。</li> <li>2 他班実施事項の応援に関すること。</li> </ol>





## 13-3 富山県災害対策本部運営要領

### 1. 目的

この要領は、富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程(昭和46年富山県災害対策本部訓令第1号)第13条の規定に基づき、富山県災害対策本部(以下「本部」という。)の円滑な運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

### 2. 本部の開設

(1) 災害状況の推移により、次に掲げる事項の一つに該当する客観情勢にいたったときは、危機管理監室に防災・危機管理課長、消防課長、厚生企画課長、建設技術企画課長(降雪期には道路課長)およびその他関係課長が参集して本部の開設等について検討のうえ、その旨具申し、本部長の命により、直ちに本部員会議を招集して本部を開設し、災害応急対策等について協議する。ただし、緊急を要するときは関係部長と協議し本部長の命を受けて本部を開設することができる。

ア. 富山県の全部または一部に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要するとき。

イ. 富山県の全部または一部に災害が発生し、その規模及び範囲から見て災害対策本部を設置し、その対策を要するとき。

ウ. 災害救助法の適用があったとき。

(2) 本部を開設したときは、「富山県災害対策本部」の標示を県庁正面玄関に掲示する。

(3) 本部を開設したときは、直ちに広報班が庁内放送、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表する。

(4) 本部室は、県庁内に置くものとする。

### 3. 本部室の体制

(1) 本部室には、危機管理部総務班、知事政策部広報班、厚生部災害救助班、土木部建設技術企画班(降雪期には道路班)および本部長の指示する各班の班員若干名並びに各部連絡員を配置する。

(2) 各部連絡員は、各部長が部内班員のうちからあらかじめ定め、本部室長に連絡しておくものとする。

### 4. 本部員会議の運営

(1) 本部員会議における協議に必要な資料の作成は、本部員がそれぞれの所掌事務について行うものとする。

(2) 本部員が不在のときは、代理者がこれを行うものとする。

### 5. 災害応急対策

#### (1) 要員の配備

各班長は、所掌事務に関する災害対策遂行に必要な人員の配備をするものとする。

#### (2) 動員

災害状況の推移により、各班における応急災害対策要員が不足するときは、部内の連絡調整にあたる班長と協議のうえ、次の順序により行うものとする。

ア. 部内で余裕のある班から応援する。

イ. アにおいてなお不足するときは、経営管理部動員班にその必要とする職員の職種、職員数、作業内容および場所、男女の別、携帯品等必要な事項を明らかにして要請する。

ウ. 本部の全職員をもってしてもなお要員が不足するとき、または特定の職員が不足するときは、経営管理部動員班において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第29条および第30条の規定による職員の派遣の要請またはあっせんに必要な手続きを行うものとする。

(文教部、警察部関係を除く。)

#### (3) 関係機関との連絡

各部長は、災害状況により、関係機関に協力を要請する必要があると認めるときは、危機管理監に協議するものとする。

#### (4) 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、次により行うものとする。

##### ア. 要請の時期

各部長は、大被害の発生が予想され、その防除が困難であると認めるときは、本部長に対して自衛隊の出動要請に関し、具申するものとする。

##### イ. 要請の手続き

各部において派遣要請の必要があるときは、次の事項を記載した文書を危機管理部総務班に提出するものとする。

(ア) 災害の状況および派遣を要する理由

(イ) 派遣を必要とする期間

(ウ) 派遣を希望する人員および装備

(エ) その他必要な事項

#### (5) 水防活動

非常活動時における水防活動は、別に定める「富山県水防計画」により行うものとする。

### 6. 災害情報の収集

災害に関する情報の収集は、災害対策の基本となるものであるから、本部の各班長および出先機関の長(支部が設置されたときは支部班長を含む。以下「班長」という。)は、それぞれの所掌事務に関する災害情報の収集につとめ、その収集した災害に関する情報並びに各班長において措置した災害応急対策について、次の要領により別表1「被害状況報告系統図」の定めるところにより、すみやかに危機管理部総務班長(防災・危機管理課長)に連絡するものとする。

#### (1) 概況報告

概況報告は、災害が発生したときから直ちに調査し、別記様式(1)により報告するものとする。なお、事態の推移に注意し被害状況に変化のあるつど、すみやかに報告しなければならない。

ア. 出先機関からの報告は、災害状況により次のうち最も早くとれる方法により行うものとする。

(ア) 電話(イ)警察電話(ウ)鉄道電話(エ)消防・救急無線(オ)警察無線

(カ)防災行政無線(キ)非常無線通信(ク)急便

イ. 被害状況報告は、当該被害額の累計で行うものとする。

#### (2) 確定報告

確定報告は、災害の状態が終了しその被害状況が明確になったときに調査し、別記様式(1)により報告するものとする。

#### (3) とりまとめ

各部の被害報告担当班長は、部内の被害状況をとりまとめ、危機管理部総務班長に報告するものとする。

なお、概況報告は、毎日被害状況に変化のあるつどとりまとめ、報告しなければならない。

### 7. 記録の励行

本部長の発する指令および各部長、班長が発する指示連絡等の伝達並びに出先機関、市町村関係機関等から連絡、報告、要請等の受付にあった職員は、その内容が特に軽易な場所を除き別記様式(2)による記録を励行し、受付、伝達および措置の確実を期するものとする。

なお、この記録は、応急措置が完了し、当該記録が不要になるまでこれを保存しておくものとする。

### 8. 職員の心がまえ

(1) 本部は、県の組織を挙げて防災にあたるものであることを認識し、本部のすべての職員は、他の部または班から協力を求められたときは、積極的にこれを支援しなければならない。また、



本部のすべての職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは誤解を招きもって本部の活動に不信を抱かせることのないよう厳に注意しなければならない。

(2) 関係事項の調査研究

職員は、所掌事務に関係のある事項について常にその把握につとめるとともに、有事の際における対策をもあわせて調査研究し、災害応急対策にあたって有効適切な措置をとることができるようにしておくものとする。

(3) 装備、資材の整備

職員は、有事の際に使用する各種の装備、資材を点検し、現状を確認して必要な対策を講じておかなければならない。県の所有以外のものでも、有事の場合、必要と思われるものについては緊急に借用できるように平素から連絡しておくものとする。

(4) 非常配備の態勢

職員は、別表2「非常配備に関する一般的基準」の定めるところにより待機するものとする。

9. 支部開設の態勢

支部が開設されたとき、または本部開設前における災害応急対策等の事務については、本要領の例により処理するものとする。

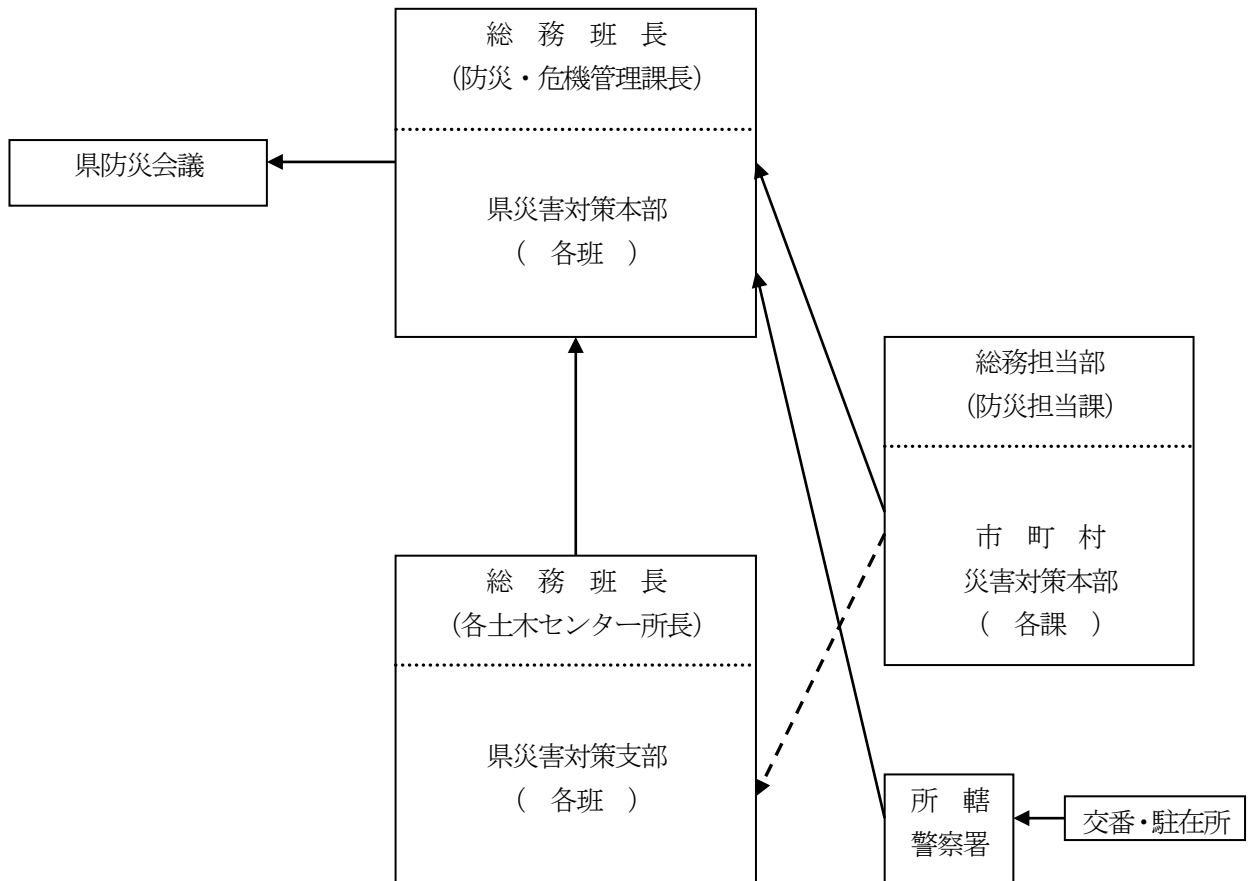
10. 各種対策本部との関連

各部(局)において、必要により設置される各種対策本部は、富山県災害対策本部が設置されたときは、同本部に総括されるものとする。

11. 市町村の防災体制

市町村における防災体制については、法令並びに本計画に準じて市町村地域防災計画において定めるものとする。

### 被害状況報告系統図



(注)点線は、県災害対策支部が設置された場合を示す。

非常配備に関する一般的基準

(風水害時)

種別	配備基準	配備体制
第1非常配備	1. 各種注意報等が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき。 2. 下新川海岸において水防警報(待機・準備)が発令されたとき。 3. 知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき。	防災・危機管理課 } 2~3名程度 消防課 } 河川課 } 2~3名程度 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、第2非常配備体制に移行し得る体制
第2非常配備	1. 大雨、洪水、暴風警報が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき。 2. 下新川海岸において水防警報(距離確保準備)が発令されたとき 3. 知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき。	防災・危機管理課 } 約3分の1程度 消防課 } 管財課 } 各課員の約3分の1程度 道路課 } 河川課 } 厚生企画課 } 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制 その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。
第3非常配備	1. 県下全域にわたって災害が発生すると予測されるとき。 2. 県下全域でなくとも、その被害が特に甚大であると予想され、かつ知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき。 3. 県下に大雨、暴風、高潮、波浪特別警報が発表されたとき。	災害対策に万全を期すため、当該災害に関係ある各課(班)全員があたる。

(地震・津波災害時)

種別	配備基準	配備体制
第1非常配備	1. 県の地域で震度4の地震が発生したとき。 2. 県沿岸に津波警報(津波)が発表されたとき。 3. 中部8県(石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県)及び新潟県で震度6弱以上の地震が発生したとき。 4. 知事(本部長)が必要と認め、当該配備を指令したとき。	防災・危機管理課 } 半数程度 消防課 } 管財課 } 各課若干名 医務課 } 建設技術企画課 } 警備課 } 総合交通政策室、広報課、厚生企画課、高齢福祉課、道路課、建築住宅課、その他地域防災計画に記載のある被害情報等の収集担当課は、所要人員をもって、主として情報連絡活動にあたり、状況によって速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制
第2非常配備	1. 県の地域で震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 2. 県沿岸に大津波警報が発表されたとき。 3. 県下に地震、津波特別警報が発表されたとき。 4. 知事(本部長)が必要と認め、当該配備を指令したとき。	防災・危機管理課 } 全員 消防課 } 管財課 } 広報課 } 厚生企画課 } あらかじめ指定された災害 医務課 } 対策要員全員 建設技術企画課 } 警備課 } 指揮監督の立場にある部課長等の管理職員は、勤務場所に自主登庁 各部は初動の情報収集、対策の指示・実行をするために必要な人員(災害対策要員に限らず。電話連絡を待たずに登庁)をもって、災害の状況に応じた 緊急対策活動を実施し、事態の推移に伴い、速やか

		に第3非常配備体制に移行し得る体制 道路交通に支障がなければ、自動車使用可能 〔できるだけ速やかに危機管理連絡会議等を開催し、状況を把握〕
第3非常配備	1. 県の地域で震度6弱以上の地震が発生したとき。 2. 知事(本部長)が必要と認め、当該配備を指令したとき。	全職員が電話連絡を待たずに登庁し、職員全体をもって、応急対策を実施する体制 〔なお、通行止めなどにより、勤務場所に登庁することが不可能な場合は、県防災行政無線を設置している最寄りの県の機関〕

(雪害時)

種別	配備基準	配備内容	配備部課	人員
第1非常配備	1. 積雪深が平地で30センチ以上、山間部で50センチ以上に達し、かつ大雪注意報が発表され危険な状態が予想されるとき。 2. 大雪、暴風雪警報が県下に発表されたとき。 3. 知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき。	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により第2非常配備体制に円滑に移行し得る体制をとる。	防災・危機管理課 } 消防課 } 道路課 }	2~3  2~3
第2非常配備	1. 積雪深が平地で90センチ以上、山間部で100センチ以上に達しかつ大雪注意報が発表されたとき。 2. 降積雪により、各地で被害の発生又はその危険性のあるとき。 3. 知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき。	事態の推移に伴い速やかに第3非常配備体制に切り替え得る体制をとる。	防災・危機管理課 } 消防課 } 厚生企画課 } 道路課 } その他必要な部課 }	4~5  4~5 10 3~4 ずつ
第3非常配備	1. 県下全域にわたって災害が発生又はそのおそれのあるとき。 2. 県下全域でなくとも、その被害が特に甚大であると予想され、かつ知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき。 3. 県下に大雪、暴風雪特別警報が発表されたとき。	事態の推移に伴い速やかに災害対策本部が設置し得る体制をとる。	全ての災害関係課	全員

(火山災害時)

種別	配備基準	配備内容
第1非常配備	1. 火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき。 2. 知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき。	防災・危機管理課 } 各課2~3名程度 消防課 }  主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制
第2非常配備	1. 火口周辺警報(レベル2)が発表され、火山災害が発生すると予想されるとき。 2. 知事(本部長)が必要と認めて当該配備を指令したとき。	防災・危機管理課 } 各課員の約3分の1程度 消防課 }  観光振興室 } 各課3~4名程度 自然保護課 } 道路課 }  事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制 その他関係機関は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。

<p>第3 非常 配備</p>	<p>1. 火口周辺警報(レベル3)又は噴火警報(レベル4又は5)により、火山災害が発生すると予想される とき又は発生したとき 2. 知事(本部長)が必要と認めて当該配備を指令したとき。</p>	<p>災害対応に万全を期すため、当該災害に関係ある各課(班)全員があたる。</p>
-------------------------	---	---